

令和8年熊本地震を踏まえ、医療的ケア児が在籍する学校における発災への備えとして、非常用電源等の整備に活用できる補助事業についてお知らせするものです。

事 務 連 絡
令和8年8月6日

熊本県教育委員会特別支援教育主管課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

医療的ケア児の学校在校時における発災への備えについて

このたびの令和8年熊本地震により被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地域の教育委員会をはじめ関係者の皆様方におかれましては災害対応に御尽力いただいていることと存じますが、登校日の対応を含め学校再開に当たって、特に、医療的ケア児が在籍する学校においては、その状態や災害による被害の程度などによって生命や生活の維持が困難になり得る場合があることから、非常用電源や蓄電池等の備品を整備する必要があります。

つきましては、本地震に際して非常用電源等の購入に活用いただけるよう、「切れ目ない支援体制整備充実事業（災害への備え）」の追加補助の検討を行いますので、必要な場合は、関係する市町村教育委員会を含め直接本件担当まで御相談くださるようよろしくお願いします。

なお、本事務連絡は追って当省ホームページにも掲載する予定ですが、熊本県教育委員会におかれては域内の関係する市町村教育委員会への周知をお願いします。

（参考資料1）

総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」結果（意見の通知）に基づく対応について（令和6年4月19日付け事務連絡）抜粋

（参考資料2）

令和8年度当初予算「切れ目ない支援体制整備充実事業」資料

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
支援第一係 電話 03-6734-3192（直通）

総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」結果（意見の通知）に基づく対応について（令和6年4月19日付け事務連絡）抜粋

3. 医療的ケア児の学校在校時における発災への備えについて

学校保健安全法に基づき、各学校においては「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領」（以下、「危機管理マニュアル」とする。）を策定し、児童生徒等の安全確保を図っているところであるが、医療的ケア児を受け入れる各学校においては、以下の3点に留意し、個々の医療的ケア児の状態等に応じた対応の検討を行うとともに、必要に応じて、危機管理マニュアルの改定等を検討されたい。

- 医療的ケア児については、医療的ケア児の状態等や災害による被害の程度等によっては、生命・生活の維持が困難になり得ることから、医療材料・医療器具・非常食等の準備及び備蓄について、保護者等と学校間で確認・協議しておくこと。特に人工呼吸器を用いている等、非常用電源が確保できなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している学校においては、停電時の対応をどのように行うか取り決めておくこと。
- 発災後、保護者及び医療的ケア看護職員等が長期間来校できない場合や、医療的ケア看護職員等の勤務時間や派遣契約で定められた在校時間を超えて医療的ケアの実施が必要となる場合など、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合にも医療的ケアを実施できる体制をどのように構築するかについて、保護者等と学校間で協議して取り決めておくこと。
- 確認・協議や取り決め等を進めるに当たっては、学校や市町村教育委員会のみで対応を検討することが困難なことも考えられ、各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や、地域の医療機関等と連携し、協力を得る必要がある場合があることに留意すること。

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和8年度予算額 48億円
(前年度予算額 47億円)

文部科学省

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備充実を図るため、修学旅行等や登下校時の送迎対応も含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援する

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	✓ 配置人数： 5,300人分（+400人増） ✓ 1日6時間、週5回等を想定 上記のほか登下校時の対応も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（単価・時間等）を決定することが可能。 訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

<補助対象>	都道府県・市区町村・学校法人 （幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校）
<補助割合>	国：1/3 補助事業者：2/3 国：1/2 補助事業者：1/2（私立幼稚園）

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円（3年間（令和6年度～8年度）：1箇所×1,000万円）

- 医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、
- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
 - 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

担当：初等中等教育局特別支援教育課

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援

※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別的教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援

配置人数：730人分（+170人増）